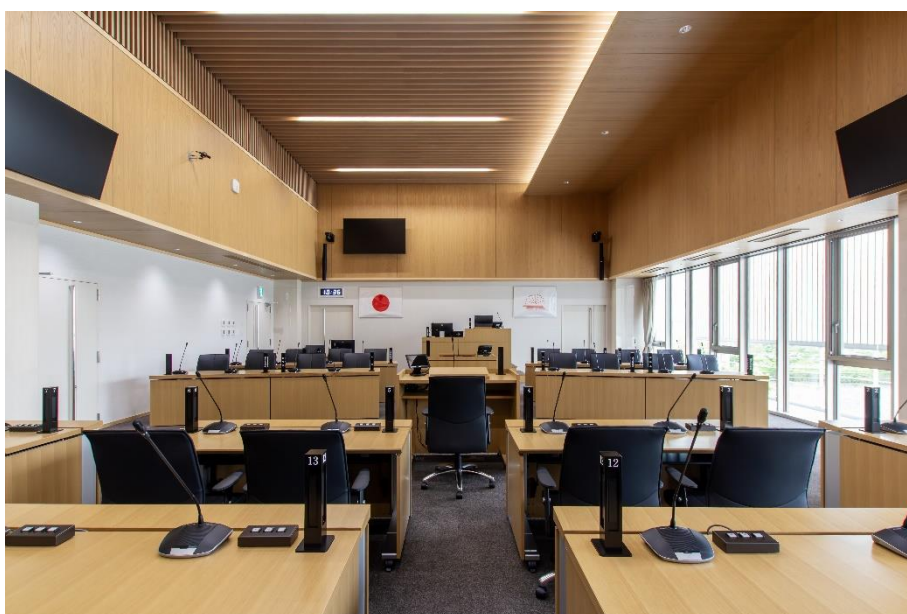


議会の概要

令和7年版



島本町議会
(大阪府三島郡島本町)

目 次

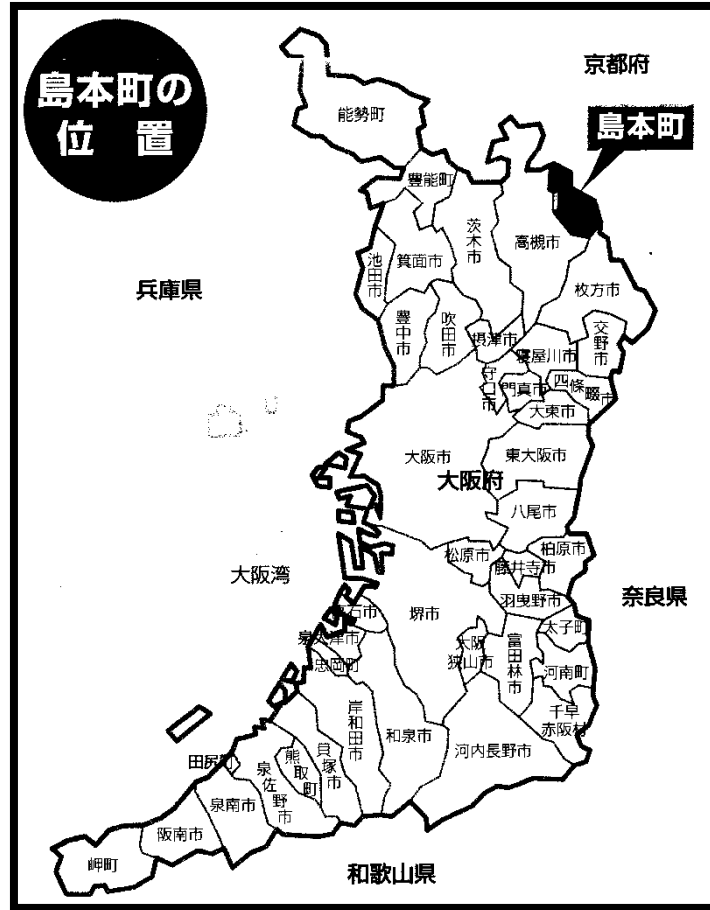
町 勢 の 概 要

1	沿 革 等	2
2	人 口	4
3	予 算 状 況	5
4	行 政 機 構	8

議 会 の 概 要

1	構 成	1 0
2	本 会 議	1 1
3	常 任 委 員 会	1 2
4	議会運営委員会	1 3
5	議員全員協議会	1 3
6	その他の会議	1 3
7	議会運営の状況	1 4
8	議 会 発 行 物	1 5
9	議員報酬と旅費	1 6

町 勢 の 概 要



役場の位置	東経 135 度 40 分	北緯 34 度 53 分
ひろがり	東西 3.3 km	南北 8.9 km
標 高	最高 631.4 m	最低 8.5 m
面 積	16.81 km ² (市街化区域面積 3.54 km ²)	
人口密度	1,839.8 人/km ²	
人口伸率	3.15% (平成27年国勢調査との比較)	
高齢化率	27.7% (令和7年4月1日現在)	

注：人口密度・人口伸率は、令和2年国勢調査による。

1 沿革等

〔沿革〕

明治22年（1889年）4月1日、市制町村制施行の際に、大沢・尺代・山崎・東大寺・広瀬・桜井・高浜の7つの村が合併して島本村になり、純農村としてひらけていった。明治、大正期には、鉄道（現在のJR及び阪急電鉄）も開通し、良好な立地条件により大阪近郊の工業地として発展し、人口も急増していった。昭和15年（1940年）に町制施行により島本町が誕生した。以後、都市圏の拡大に伴い企業立地や住宅地としての開発が進み、従来の農村的色彩から近郊都市的色彩の街として発展してきた。

〔位置〕

大阪府の東北部、京都府との府境に位置し、東は淀川を隔てて枚方市および京都府八幡市と相對し、南および西は高槻市と、北は京都府京都市、長岡京市および大山崎町に隣接している。

〔地勢〕

町の地勢は、東西約3.3km、南北約8.9kmと細長い形状で、北・中部に山岳丘陵地が広がり、南部の淀川沿いの平坦地に市街地を形成している。丹波山塊の先端天王山と生駒山系の男山とが向かい合っている地峡部において木津川、宇治川、桂川の三川が合流して淀川となる。その右岸側にあり、町の約7割は急峻な山岳で占められている。

〔歴史〕

古来、聖武天皇の尊霊を慰めるべく、光明皇后が当町山崎の地に西観音寺を建立されたのをはじめとして、後鳥羽上皇がこの地を特に愛でられて水無瀬の里に離宮を造営されるなど、以後、多くの人々が住みつき、都を離れた一つの拠点として次第に発展してきた。また、山城、河内、摂津の三国の間に位置している本町は、京都と瀬戸内海を結ぶ交通の要衝（陸路では西国街道、水路では淀川）として日本の文化史・政治史上に大きな足跡を残している。

即ち、中世においては南北朝の紛争、近世においては明智光秀と羽柴秀吉の天下分け目の戦いの「山崎の合戦」（天王山の戦い）、さらに幕末には佐幕・勤皇の攻防と、歴史の展開に大きな役割を演じてきた。

〔現 勢〕

大阪と京都とのほぼ中間にあり、また狭い平坦地をＪＲ東海道本線・新幹線、阪急京都線、国道１７１号、名神高速道路といった主要幹線が通っている。また、平成２０年（２００８年）３月にＪＲ「島本駅」が完成し、自然も多く残しつつ交通の利便性が高いという立地状況とあいまって良好な居住環境を形成している。

〔気 候〕

本町の気候は太平洋気候区に属し、しかも瀬戸内海気候区の東端にあたるため温暖な気候帯にあり、６月の梅雨期と９月の台風期に降水量が多く、冬の３ヶ月に降水量が少ないことが特色である。同じ町域にあっても北西部の山地は高度と地形環境が異なるため、気候にもかなり地域差があり、山間部は市街地よりも一層気温が低く、そして湿潤である。

2 人 口

明治22年の市制町村制施行により旧7ヵ村が合併して島本村となり、そして、町制施行による新しい島本町が誕生した昭和15年の人口は、6,056人であったが、昭和40年代から昭和60年代にかけて住宅開発などにより急速な増加が続き、昭和62年（1987年）には約3万人に達した。その後、微増ないし横ばい傾向を続け、平成10年（1998年）をピークに減少に転じたが、平成20年以降のJR島本駅の開業や大型集合住宅の建設等の影響もあり、平成23年（2011年）に再び3万人を突破、平成31年（2019年）には3万1千人、令和7年（2025年）には3万2千人を超えた。

また、本町の高齢化率は、令和6年（2024年）4月現在が28.1%、令和7年（2025年）4月現在が27.7%となっているが、65歳以上の高齢者人口は、微増ないし横ばい傾向が続いている。

町制施行後の人口推移

区 分	人 口	世 帯 数
令和 7 年	32,297	14,357
令和 6 年	31,670	14,014
令和 5 年	31,603	13,927
令和 4 年	31,821	13,985
令和 3 年	31,937	13,943
令和 2 年	31,774	13,678
平成31年（令和 元 年）	31,167	13,323
平成30年	30,605	12,952
平成25年	30,908	12,704
平成20年	29,562	11,805
平成15年	30,034	11,353
平成10年	30,875	10,704
平成 5 年	30,580	9,911
平成 元 年	30,314	10,002
昭和55年	24,714	7,222
昭和45年	16,873	4,207
昭和35年	9,173	1,930
昭和25年	8,160	1,246
昭和15年	6,056	1,023

※（平成15年以降は3月末日現在の人口、他は島本町統計書による各年の10月1日現在の人口）

3 予算状況

(1) 令和7年度 各会計別予算

(単位：千円)

会 計 名	令和7年度予算額	令和6年度予算額	比 較
一 般 会 計	16,569,000	16,913,000	△344,000
土 地 取 得 事 業 特 別 会 計	278,000	277,000	1,000
国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計	3,200,927	3,330,048	△129,121
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	675,314	704,615	△29,301
介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	3,235,895	3,096,896	138,999
大 沢 地 区 特 設 水 道 施 設 事 業 特 別 会 計	10,500	3,100	7,400
財 産 区 特 別 会 計 (5 財 産 区)	5,707	5,190	517
水 道 事 業 会 計	1,321,300	1,209,900	111,400
下 水 道 事 業 会 計	1,887,100	1,842,500	44,600
計	27,183,743	27,382,249	△198,506

(2) 令和7年度 一般会計予算

ア 歳 入

(単位：千円)

款	令和7年度予算額	令和6年度予算額	比 較
1. 町 税	5,089,230	5,126,254	△37,024
2. 地 方 譲 与 税	58,282	56,899	1,383
3. 利 子 割 交 付 金	11,000	3,000	8,000
4. 配 当 割 交 付 金	47,000	41,000	6,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	75,000	44,000	31,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	70,000	52,000	18,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	772,000	671,000	101,000
8. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	40,000	42,000	△2,000
9. 環 境 性 能 割 交 付 金	17,000	16,000	1,000
10. 地 方 特 例 交 付 金	40,000	184,000	△144,000
11. 地 方 交 付 税	1,646,000	1,678,000	△32,000
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,000	3,000	0
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	2,266	2,041	225
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	302,595	291,527	11,068
15. 国 庫 支 出 金	2,963,917	2,517,888	446,029
16. 府 支 出 金	1,314,216	1,098,538	215,678
17. 財 産 収 入	10,452	4,827	5,625
18. 寄 附 金	401,032	401,032	0
19. 繰 入 金	2,521,159	1,701,318	819,841
20. 諸 収 入	205,551	241,876	△36,325
21. 町 債	979,300	2,736,800	△1,757,500
計	16,569,000	16,913,000	△344,000

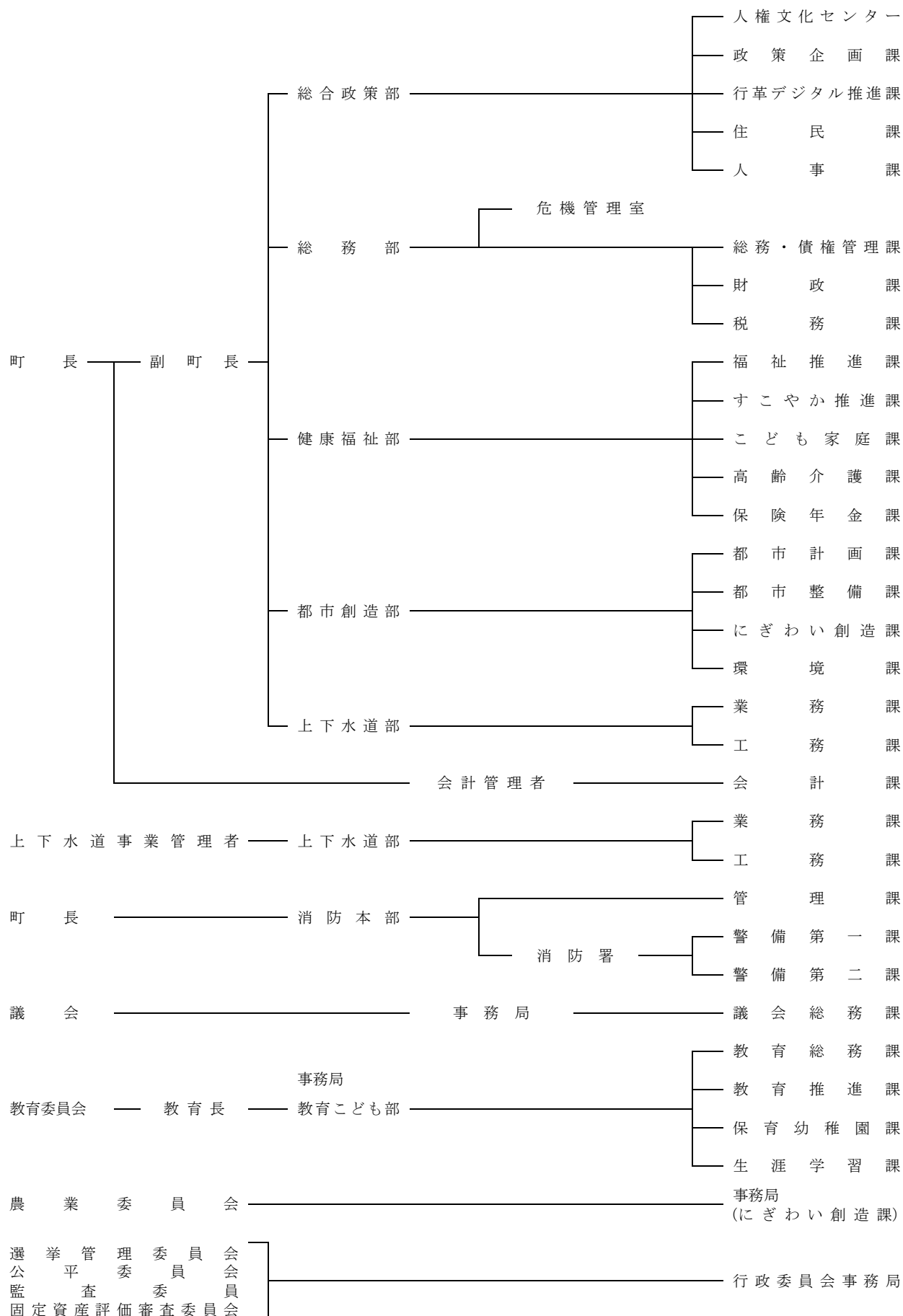
イ 歳 出

(単位：千円)

款	令和 7 年度 予 算 額	令和 6 年度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 容				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	131,874	129,149	2,725	0	0	0	73	131,801
2. 総 務 費	3,081,086	4,310,695	△1,229,609	188,706	165,474	201,600	75,343	2,449,963
3. 民 生 費	6,658,860	6,093,457	565,403	2,305,118	1,034,788	5,600	254,392	3,058,962
4. 衛 生 費	1,133,800	1,134,506	△706	46,672	11,654	125,300	71,667	878,507
5. 農林水産業費	64,983	67,369	△2,386	0	2,882	0	333	61,768
6. 商 工 費	249,861	251,897	△2,036	4,017	852	0	7,016	237,976
7. 土 木 費	937,870	893,740	44,130	70,391	8,900	58,600	41,601	758,378
8. 消 防 費	784,494	433,628	350,866	0	283	248,600	3,858	531,753
9. 教 育 費	2,299,563	2,388,061	△88,498	304,560	89,383	339,600	222,366	1,343,654
10. 災 害 復 旧 費	22,024	22,024	0	0	0	0	0	22,024
11. 公 債 費	1,189,585	1,173,474	16,111	0	0	0	981,784	207,801
12. 予 備 費	15,000	15,000	0	0	0	0	0	15,000
計	16,569,000	16,913,000	△344,000	2,919,464	1,314,216	979,300	1,658,433	9,697,587

4 行政機構

島本町行政機構図（令和7年4月1日現在）



議 会 の 概 要

議会事務局（昭和39年4月設置）

定 数 4人

事 務 局 長（1）

|

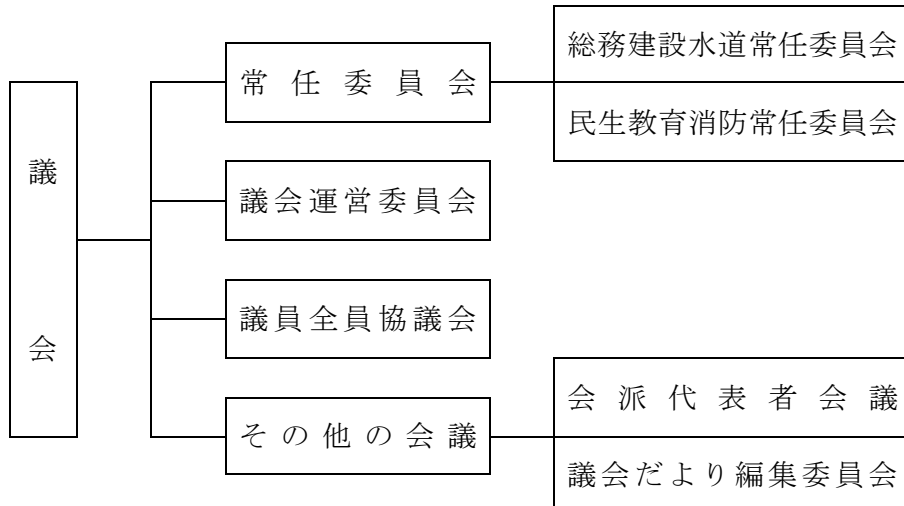
議会総務課長（0）※事務局長が兼務

|

書 記（2）

1 構成

(1) 組 織



(2) 議 員 の 定 数

- ・ 条例定数 14人（平成25年一般選挙より）
- ・ 現員数 14人

(3) 党派別、会派別構成（令和7年5月2日現在）

○ 党派別議員数 (人)

大阪維新の会	4
自由民主党	2
公明党	2
日本共産党	1
立憲民主党	1
無所属	4

○ 会派別議員数 (人)

大阪維新の会	4
人びとの新しい歩み	2
自由民主クラブ	2
公明党	2
（会派に所属しない議員）	4

(4) 任 期（令和7年4月30日現在）

令和7年4月30日 ～ 令和11年4月29日

(5) 年齢別議員数（令和7年4月30日現在）

(人)

区分	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～79 歳	合計
男	1	2	1	3	1	8
女	0	2	2	2	0	6
計	1	4	3	5	1	14

平均年齢 55.4 歳

最年長 73 歳 最年少 38 歳

(6) 在職年数別議員数（令和7年4月30日現在）

(人)

4 年以下	4～8 年	8～12 年	12～16 年	16～20 年	21～24 年
4	3	3	3	1	0

（「4～8 年」は「4 年を超え 8 年以下」を表す。他も同様。）

2 本会議（令和6年）

(1) 開催状況

議 会 名	会議期間	開議 日数	出席議員数（人）	傍聴者数（人）
1 月臨時会議	1 月 29 日 ～ 1 月 29 日（1 日間）	1	14	3
2 月定例会議	2 月 27 日 ～ 3 月 26 日（29 日間）	4	14, 14, 14, 13	14, 6, 6, 17
6 月定例会議	6 月 24 日 ～ 6 月 25 日（2 日間）	2	12, 12	14, 6
9 月定例会議	9 月 3 日 ～ 9 月 30 日（28 日間）	4	13, 13, 13, 12	16, 8, 7, 7
12 月定例会議	12 月 13 日 ～ 12 月 16 日（4 日間）	2	13, 13	16, 5

※平成26年4月1日から地方自治法の規定に基づく通年の会期制を導入。

(2) 付議事件

① 提出者別議案種類一覧

(件)

区 分	町 長 等 提 出							議 長 等 提 出					
	条 例	予 算	決 算	そ の 他 事 件	※ 179 条 関 係 専 決 処 分	計	う 付 ち 託 委 員 会 数	条 例	意 見 書	決 議	そ の 他	計	う 付 ち 託 委 員 会 数
計	34	36	13	41	0	124	38	1	2	0	5	8	0

② 提出者別議決結果一覧 (件)

区 分	町 長 等 提 出									議 長 等 提 出									年間 延件数
	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決	修 正 否 決	そ の 他	審 議 未 了	原 案 撤 回	翌 年 へ 継 続	計	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決	修 正 否 決	そ の 他	審 議 未 了	原 案 撤 回	翌 年 へ 継 続	計	
計	114	0	0	0	10	0	0	0	124	4	0	0	0	4	0	0	0	8	132

(3) 一般質問

区 分	延人数
定例会議	36人

(4) 請 願

受 理 件 数		0件
結 果	採 択	0件
	不 採 択	0件
	審 議 未 了	0件
	翌年へ継続	0件

(5) 傍 聴

傍聴席の定員は40人。
令和6年の延べ傍聴者数は125人。

3 常任委員会

(1) 名称及び所管事項（令和7年4月1日現在）

名 称	定数	所 管 事 項
総務建設水道常任委員会	7人	総合政策部、総務部、都市創造部、上下水道部、会計課及び議会事務局に関する事項
民生教育消防常任委員会	7人	健康福祉部、消防本部及び教育委員会に関する事項

(2) 開催日数・付託事件（令和 6 年）

○開催日数：12 日

○付託事件：38 件（条例 10 件、予算 13 件、決算 13 件、その他 2 件）

4 議会運営委員会

議会を円滑かつ効率的に運営するために昭和 49 年に設置。平成 7 年 4 月 1 日現在 5 人の委員（各会派 2 人につき 1 人）をもって構成している。

地方自治法の改正に伴い、平成 4 年 3 月 30 日に議会運営委員会の法制化を図り、平成 4 年 4 月 1 日から施行している。

5 議員全員協議会

議会役員改選に関する協議や議会の申し合わせ事項の協議など、また、執行部からの市政の重要事項について報告を受けるときに開催する。

6 その他の会議

(1) 会派代表者会議

議会関係の例規の制定・改廃、議員研修、議会費予算の承認及び年間の本会議等の日程などについて協議するほか、必要に応じて開催する。

(2) 議会だより編集委員会

島本町議会だよりを発行するにあたり、紙面のレイアウト、記事原稿等を協議する。委員は各会派から 1 人で、平成 27 年 5 月 14 日から、会派に所属しない議員が 3 人以上いる場合に限り、その中からも 1 名選出している。

7 議会運営の状況

(1) 議会基本条例の制定

島本町議会基本条例は17条からなる議会に関する基本的な事項を定めた条例で、令和3年4月1日に施行した。この条例は、実質的に議会に関する他の条例や規則などの中で最上位に位置する最高規範としての性質を有するものであることから、議会に関する他の条例、規則、各種取り決めや解釈、運用などの制定や改正、廃止にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

(2) 通年議会の実施

平成26年4月1日から、地方自治法第102条の2第1項の規定による通年の会期制を導入している。6月23日、9月3日、12月13日、翌年2月27日（町の休日にあたる場合は、その翌日）を定例会日とし、定例会日から始まる一連の会議を「定例会議」、その他必要に応じて開催する一連の会議を「臨時会議」と位置付けている。

(3) オンラインを活用した委員会

重大な感染症のまん延防止や災害の発生などの事由により、委員会の開催場所への参集が困難な場合は、オンラインを活用した委員会を開催することができるよう、令和4年3月に島本町議会委員会条例を改正するとともに、島本町オンライン委員会運営要綱を制定した。

(4) 審議方法

本会議中心主義を採用しているが、当初予算（予算に関連する条例を含む）、決算及び請願については委員会に付託する。また、条例の制定及びそれに準ずる条例改正についても、所管の委員会に付託することを通例としている。

なお、本会議に先立つ議会運営委員会は、概ね1～2週間前に開き、議事日程等を協議し、その後、議案書を事前送付している。

(5) 審議順序

一般質問、報告、人事、契約、条例、予算（決算）、意見書等の順によることを通例としている。

(6) 発 言

① 文書通告を要する発言

一般質問、緊急質問及び会派代表質疑（会派に所属しない議員を含む）がある。
通告期限は議会運営委員会で定め、発言順序については、一般質問は通告順、
会派代表質疑は抽選で決定している。

② 発言回数の制限

質疑は、同一議題につき３回を原則。予算・決算時の会派代表質疑については
時間制を設けている。

一般質問については、質問時間（２０分）と全体時間（５０分）の制限を設け、
一問一答方式を導入している。

(7) 表 決

一括議題としたときも議案ごとに討論・採決とする。原則として起立により採決
する。

8 議会発行物

(1) 会議録（本会議、常任委員会）

発行部数 ７部

配布先 関係機関等

(2) 議会だより

議会での審議状況並びに議会に関する諸報告の事項を住民に周知するため発行
している。

発行部数 １４，９５０部

発行回数 年４回

配布先 本会議後おおむね６０日を目処に発行。
広報しまもとと合併発行している。

9 議員報酬と旅費

(令和7年4月1日現在)

(1) 議員報酬

区分	報酬月額	町長の給料に対する比率	特別職等の給料月額	
議 長	395,000 円	49.4%	町 長	800,000 円
副議長	350,000 円	43.8%	副町長	705,000 円
議 員	330,000 円	41.3%	教育長	655,000 円

※月の途中で就退職の場合は、日割額により報酬を支給する。

(2) 期末手当支給率（報酬月額に15%の加算あり）

6月 2. 2 2 5 ヲ月 1 2月 2. 2 2 5 ヲ月 合 計 4. 4 5 ヲ月

(3) 旅費

鉄（軌）道賃：旅客運賃等

航 空 賃：旅客運賃等

船 賃：旅客運賃等

車 賃：実 費

日 当：3,000 円（1 日につき）

宿 泊 料：12,000 円以内（1 夜につき）

〔注〕 日帰りの日当

片道 300 km以上は 3,000 円を支給。

100 km以上 300 km未満は 2 分の 1 に相当する 1,500 円を支給。

100 km未満は不支給。

(4) 各常任委員会等調査研修旅費

1 人当たり年額 60,000 円以内（各常任委員会）

50,000 円以内（議会運営委員会）

島本町議会事務局

〒618-8570

大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

電話番号 075-962-6315 (直通)

FAX番号 075-962-6322